

1 借受人又は、貸渡約款により運転を許可された者が、同規約上の違反がない場合下記損害
保険契約により、次の限度内の保険金が給付される。

(1) 対人補償 1名限度 無制限

(自動車損害賠償責任保険を含む)

(2) 対物補償 1事故限度額 無制限

(免責額 7万円)

(3) 車両補償 1事故限度額 時価額

(免責額 7万円)

(4) 搭乗車補償 1名限度額 500万円